

姫路市立琴陵中学校 いじめ防止基本方針



令和6年4月

姫路市立琴陵中学校

姫路市立琴陵中学校 いじめ防止基本方針

姫路市立琴陵中学校

1 学校の方針

本校は、「自立して社会に貢献する、知・徳・体の調和がとれた生徒の育成」、「すべての生徒が『居場所』を持ち、生き生きと学ぶ秩序正しい学校の創造」を教育目標とし、ルールを守ること、すべての生徒が安全で安心して学べる学校をめざしている。そのため、学校教育活動の全領域において、道徳教育・人権教育の充実を推進している。また、特別活動においては、生徒会活動を要として望ましい人間関係を形成しつつ協力してよりよい学校生活づくりに全生徒が自主的に参画できるよう、学校をあげて組織的に取り組んでいる。これらの取組を中心とし、すべての教育活動において、家庭・地域社会の理解と協力のもと、全職員と全校生徒が一丸となっていじめを「生まない」、「許さない」土壌づくりに努めている。

さらに、いじめの早期発見・未然防止のために日常の指導体制をより強固なものとして整備し、全職員がいじめに対して毅然とした姿勢で対応するため、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

校長のリーダーシップのもと、いじめに組織的かつ的確に対応するため、

- ①開発的予防的生徒指導によるいじめの未然防止
- ②相談体制の構築によるいじめの早期発見
- ③いじめ対応チームによる組織的な早期対応

の3つを柱とした指導体制を構築し、地域社会・家庭・関係機関と連携して、いじめを許さない学校づくりを推進する。

○ いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条で「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断については、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定することが多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。ただし、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こった時のいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮しつつ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが大切である。

資料1 姫路市いじめ防止基本方針)

○ いじめの理解

以下は、いじめについての基本的な認識である。

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われている問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- (8) いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (9) いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- (10) いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであるという認識のもと、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制等の校内組織および連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ問題を未然に防止するには、学校の教育活動全体を通じ、豊かな人間性と社会性を育てるために、人間愛に満ちた一貫した取り組みを進め、豊かな体験活動や道徳科の授業を充実させることが必要である。また、家庭や地域から認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供する。さらに、学校生活の中で一番長いのは授業の時間である。学力に対する自信のなさや不安等勉強にまつわる嫌な出来事は、児童生徒にとって大きなストレスの要因になっている。そこで、いじめや生徒指導上の諸問題の未然防止のために、学力の向上を目指した授業改善を通して生徒が参加・活躍できるわかる授業作りを進めなければならない。

いじめ問題は早期発見が早期解決につながる。いじめは見ようとしなければ見えないもので、大人が気づきにくい時間・場所で行われるものであることを踏まえ、生徒と関わる機会を大切にし、生徒の変化にも敏感に察知できるように努力することが必要である。そこで、教職員が生徒の些細な変化を見逃さぬよう、教職員チェックリストを別に定める。また、生徒に対しては、少なくとも学期に1回のいじめ問題に特化した生活アンケート（以下、いじめアンケート）と教育相談や、個人ノート・生活ノート・日記、家庭訪問等を通して、日常的に生徒の様子を把握するとともに、スクールカウンセラーや養護教諭等との連携を綿密にし、いじめの兆候をいち早く察知し、いじめを積極的に認知する。いじめアンケートの実施にあたっては、記名・無記名、又は選択・併用等の他、生活実態調査に含めるなど、生徒が記入しやすい形態で実施する。上記の内容を学校教育活動全体を通して体系的・計画的に行うために、いじめ防止のための年間指導計画を別に定める。

また、スクールカウンセラーと連携してカウンセリングルームを充実させるとともに、メンタルルームや

保健室等を活用し、生徒が心を開いて相談しやすい環境を整備する。教職員は常に共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするとともに、スクールカウンセラーや養護教諭との情報連携を進める。学校だけでは困難な事案について、スクールソーシャルワーカー等を利用して、専門的・多角的な支援を行う。

別紙2 いじめチェックリスト **別紙3** いじめアンケート
別紙4 年間指導計画

(3) 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、法第23条第1項に基づき、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、問題の解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。そこで、学校の教職員がいじめの情報を得たときには、迅速にいじめ対応チームに報告し組織的に対応しなければならない。

①正確な事実把握

当事者双方及び周りの生徒から個々に聴き取りを行い、詳細に記録する。また、教職員と情報を共有し、事実を正確に把握するとともに、いじめであるか否かの判断を行う。

②指導体制及び方針の決定

指導の体制を明確にし、すべての教職員の共通理解を図る。その後、対応する教職員の役割を分担し、教育委員会や関係機関との連携を図る。

③生徒への指導・支援

ア いじめを受けた生徒や、情報を提供した生徒を保護し、心配や不安を取り除く。

イ いじめを行った生徒に、相手の苦しみや痛みに想いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは、決して許されない行為である」という指導を行うとともに、人間的成長につながるような働きかけを行う。

ウ いじめを行った生徒といじめを受けた生徒との関係修復の場を設定する。

エ はやし立てるなど同調していた生徒にたいしては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

オ いじめを見ていた生徒にも、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

④保護者との連携

いじめを受けた生徒の保護者に対しては、面談により、具体的な事実を伝えるとともに、保護者の気持ちを共感的に受け止め、今後の対応について協議を行う。いじめを行った生徒の保護者に対しては、面談により、学校の調査で明らかになった事実関係や相手の生徒、保護者の心情を伝え家庭での指導を依頼する。

⑤いじめの解消

ア 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。

イ いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

(4) 組織的対応

いじめ問題に対しては学級担任が一人で抱え込むことがないよう、校長のリーダーシップのもと、学校全体で取り組む組織的な対応が重要である。そこでその中核となる校内組織（以下、「いじめ対応チーム」）を設立し、いじめの疑いがある行為が発見された場合には、「いじめ対応チーム」を中心に調査・判断を行う。その際、いじめ事案と判断した場合には、このチームが問題解消まで責任を持ち、組織的に対応する。また、保護者・地域社会、校内組織、関係機関と連携し、被害生徒や加害生徒への対応を行う。対応については、いじめが疑われる情報があった場合、情報元となった生徒の安全を確保し、登下校や休み時間などの見守りを強化する。「いじめ対応チーム」は、当事者双方、周囲の児童生徒から事情を聴きとり、正確な実態把握を行い、指導方針、役割分担を明確にしたうえで、連携協力して生徒・保護者に対応する。また、教育委員会と連絡を密にとり、場合によっては、警察等の関係機関^{別紙1}とも連携する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、生徒、保護者向けに啓発資料を配布したり、情報提供を行うとともに、ネットトラブル対策講座を実施し、ネット環境の現状や、家庭においてルールづくりを行うことの大切さを周知する。早期発見のために、保護者と連携しメールを見たときの表情を見たときの変化や携帯電話等の使い方の変化など SOS を見逃さない。

ネットいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案の内容によっては警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応する。

別紙5 組織的対応

別紙6 ネットいじめ対応

4 保護者・地域社会との連携

(1) 家庭や地域社会への啓発

校内で行われるPTAの会合および、学期に一度ある保護者会や年に一度開催される地区懇談会において、学校の現状を伝える中で、いじめの実態や指導方針について情報を発信する。また、ホームページや学校だより等を利用し、いじめの問題性や家庭教育の大切さなどを啓発する。さらに、いじめに対する気づきが、家庭・地域社会と教職員が共有できるよう相談窓口や連絡体制の周知を徹底する。

(2) 家庭や地域社会からの協力

学校ができるだけ多くの情報を地域に発信することにより、地域の大人が、子どもたちの悩みや相談を受け止め、大人同士が相談できる環境をつくる。また琴陵校区愛護育成会を中心に、地域の各種団体との地域ネットワークとの連携を強化し、地域からの教育支援を受けながら、いじめ防止に努める。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

重大事態とは、①いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがある場合と認めるときである。①の「重大な被害」とは、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には校長の判断により迅速かつ適切に調査に着手する。

※重大事態への対処にあたっては、いじめを受けた生徒やその保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応することとする。

(2) 重大事態への対処

重大事態および同種の事態が発生したと判断した場合、直ちに市教育委員会に報告する。学校から重大事態発生を報告を受けた教育委員会は、その事案についてどのような調査を行うか、どのような調査組織にするかについて判断する。

①学校が主体となる場合、いじめ対応チームの校内組織を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え「学校いじめ防止基本方針」に従って調査を行う。教育委員会は「学校サポートスクラムチーム」内の「いじめ問題等支援チーム」を派遣し、適切な指導、助言、支援を行う。

②教育委員会が主体となる場合、「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。調査を行う委員は、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する。

そして、校長、市教育委員会の指示のもと、丁寧な聞き取り調査及び質問紙調査、その他の適切な方法により、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。

6 PDCAサイクル

本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応委員会」を中心に検証し、必要に応じて見直す。その見直しに際しては、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域社会を巻き込んだ学校基本方針になるように、家庭・地域社会からの意見を積極的に聴取するように努める。

※PDCA〔目標計画(P l a n), 実践(D o), 評価(C h e c k), 反映(A c t i o n)〕

第2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

2 いじめの定義

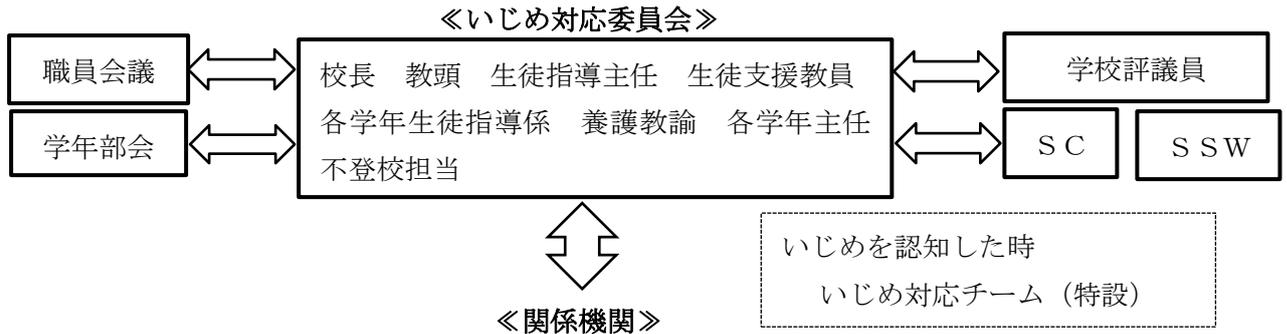
「いじめ」とは、法第2条に「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定することが多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。ただし、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こった時のいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重要な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしつつ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが大切である。



- ・ 市教委学校指導課 (079-221-2771) ・ 市教委育成支援課 (079-224-5846)
- ・ 学校問題サポートチーム (播磨西教育事務所)
- ・ 姫路警察署 (079-222-0110)
- ・ 姫路少年サポートセンター (079-285-4668)
- ・ 姫路こども家庭センター (079-297-1261) ・ 子育て支援室 (079-221-2944)
- ・ 病院
- ・ 校区内小学校 (船場小学校 079-293-0936) (城西小学校 079-292-2101)

《日常的な取り組み》

- ① 《重層的な子どもの理解》
 - ・ 生徒指導委員会 (週 1 回)
 - ・ 教育相談週間の設定 (学期に 1 回) ・ ・ ・ 意識調査による生徒の実態把握
 - ・ いじめアンケートの実施 (学期に 1 回)
 - ・ スクールカウンセラーとの連携 (毎週火曜日)
 - ・ スクールソーシャルワーカーとの連携 (第 1・3 火曜日)
 - ・ 家庭での様子を把握…家庭訪問の充実・生活ノートで日々の生活状況 (休日も) を把握

- ② 《開発的・予防的生徒指導の展開》
 - ・ 各種防止教室の実施…非行防止・万引き防止・薬物乱用防止・性教育
 - ・ 集団への所属感、安心感の醸成…1 人 1 役である各部委員会や日々の係活動に責任感を持たせ、やりきらせる指導
 - ・ いじめ撲滅への取組…生徒会との連携
 道徳・学活などを利用した命を大切にする教育の充実
 相談窓口の啓発活動

- ③ 《特別な支援を要する子どもへの手だて》
 - ・ 特別な支援を要する生徒についての情報交換 (職員会議時)
 - ・ 特別支援教育委員会 (学期に 1 回)
 - ・ 関係機関との連携

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

記入日 ____年 ____月 ____日()

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている | <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある | <input type="checkbox"/> 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる | |
| <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| <input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている | |

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいだりおどけたりする | <input type="checkbox"/> にやにや、へらへらしている |
| <input type="checkbox"/> おどおどしている | |
| <input type="checkbox"/> いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない | <input type="checkbox"/> 表情が暗く、元気がない |
| <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる |
| <input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | <input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる |
| <input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |

◎授業中・休み時間

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 発言すると友だちから冷やかされる | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い |
| <input type="checkbox"/> 班編成の時に孤立しがちである | <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいる |
| <input type="checkbox"/> 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |

◎昼食時

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 好きな物を他の子どもにあげる | <input type="checkbox"/> 他の子どもの机から机を少し離している |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする | <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる |

◎清掃時

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | <input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている |
|--|--|

◎その他

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | <input type="checkbox"/> 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする | <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | <input type="checkbox"/> 服に靴の跡がついている |
| <input type="checkbox"/> ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | <input type="checkbox"/> 手や足にすり傷やあざがある |
| <input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない | |
| <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする | |

いじめている子

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている | <input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| <input type="checkbox"/> あからさまに、教職員の機嫌をとる | <input type="checkbox"/> 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の子どもに指示を出す | <input type="checkbox"/> 他の子どもに対して威嚇する表情をする |
| <input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう | |

※ 各学校においては、教職員でいじめのサインについて話し合うなどし、学級や学校、子どもの実態に応じて、工夫して活用願います。

教育相談にむけて

姫路市立琴陵中学校生徒指導部

姫路市立琴陵中学校 年 組 番 名 前 _____

皆さんは、学校の友だちのだれかから、いじわるをされたり、嫌な思いをさせられたりしたことがあります
 ませんでしたか。 そうしたいじわるや嫌なことを、みんなからされたり、何度も繰り返されたりした人は、
 どうしてよいかわからずに、とても苦しい思いやつらい思いをします。

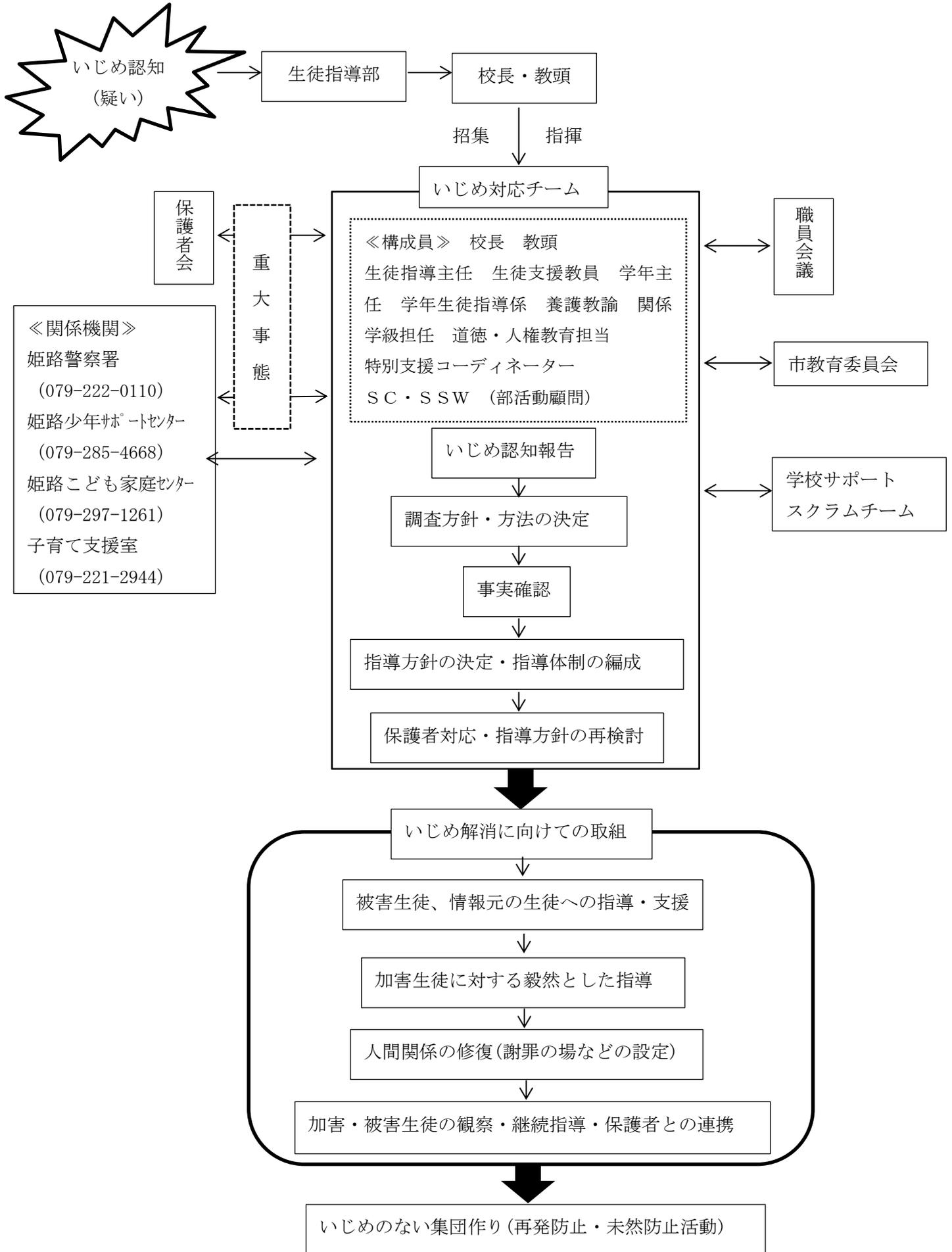
これから皆さんに質問するのは、そうしたいじわるや嫌なことをされた体験についてです。

いじわるや嫌なことには、いろいろなものがあります。あなたは、新学年になってから学校の
友だちのだれかに、次のようなことをされましたか。①から⑨のそれぞれについて、（ある）か
 （ない）に、1つずつ〇をつけてください。

- ① からかわれたり、悪口やおどし文句、嫌なことを言われたりした。 （ある ない）
- ② 仲間はずれや集団による無視をされた。 （ある ない）
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりした。 （ある ない）
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりした。 （ある ない）
- ⑤ お金や物を盗られた。 （ある ない）
- ⑥ お金や物を隠されたり、壊されたり、捨てられたりした。 （ある ない）
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。 （ある ない）
- ⑧ パソコンや携帯電話で、嫌なことをされた。 （ある ない）
- ⑨ 友だちがいじわるをされたりや嫌な思いをしたりしているのを見たことがある。 （ある ない）

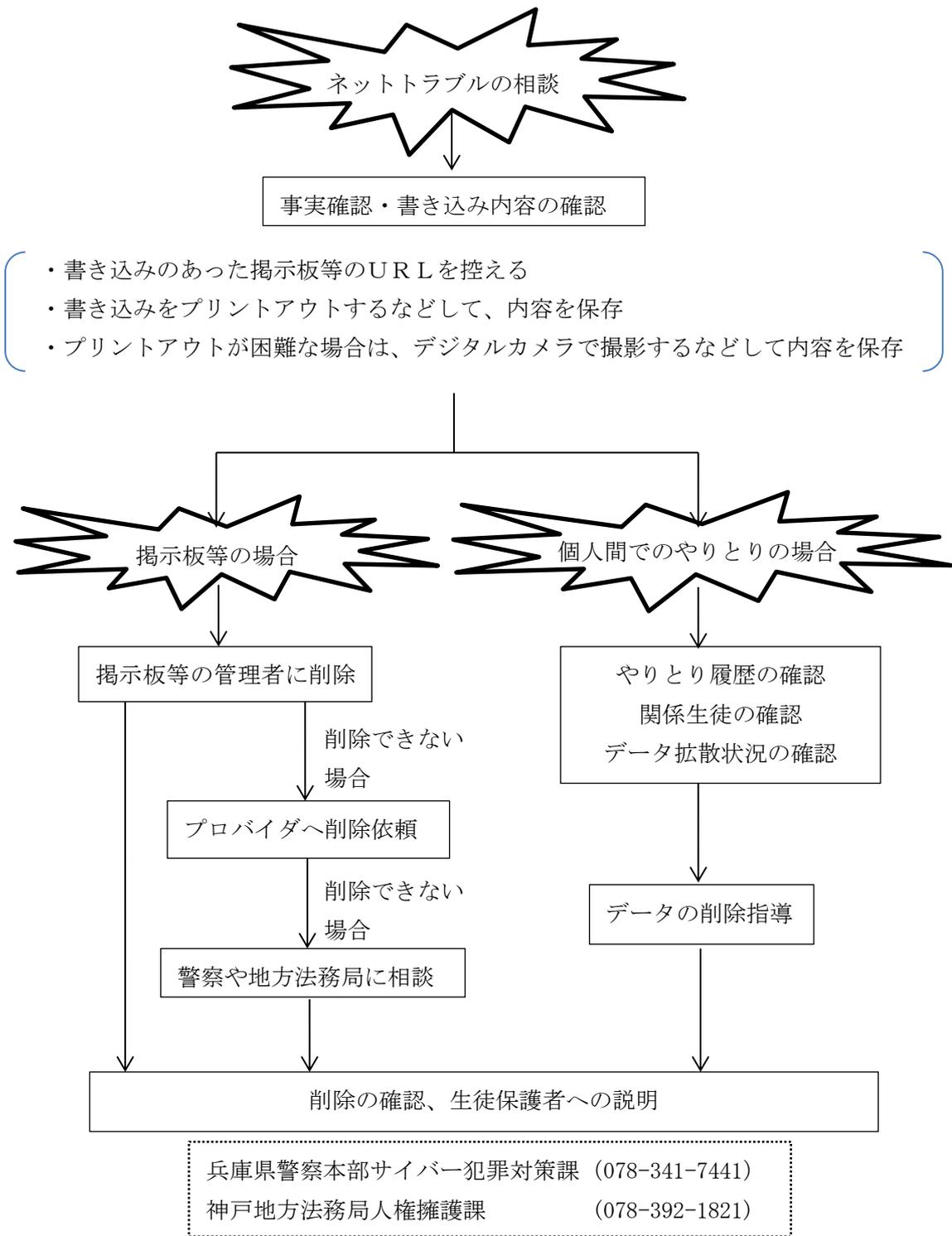
月	生活指導	学年・学級指導		
		1年	2年	3年
4	点検活動の指導 学級開き 清掃活動の指導	学習規範の指導 生活習慣の指導 集団行動訓練	風紀面の指導 進路指導	風紀面の指導 進路指導 修学旅行への取組
5	GWの生活指導 家庭環境の把握	家庭学習の充実 体育大会に向けて 人権学習(人権標語)	人権学習(人権標語) 体育大会に向けて	人権学習(人権標語) 体育大会に向けて 進路指導
6	あいさつ いじめ防止の指導 服装指導 進路指導 教育相談	テスト計画(期末考査) 校外活動(わくわくオーケストラ) いじめ防止人権事業 いじめアンケート① 教育相談週間①、ライフスキル①	テスト計画(期末考査) いじめアンケート① 教育相談週間① ライフスキル①	テスト計画(期末考査) いじめアンケート① 教育相談週間① ライフスキル①
7	禁煙・禁酒指導 夏季休業事前指導 1学期の反省	保護者会① 家庭学習の見直し 長期休業中の計画 ネットトラブル対策講座	保護者会① 家庭学習の見直し 長期休業中の計画 ネットトラブル対策講座	保護者会①、家庭学習の見直し 長期休業中の計画、進路指導 性教育出前講座(保健センター) ネットトラブル対策講座
8	2学期の目標、家庭訪問	家庭訪問	家庭訪問	家庭訪問
9	風紀指導	集団としての協力 ライフスキル②	集団としての協力 ライフスキル②	集団としての協力 進路指導、ライフスキル②
10	点検活動の見直し 合唱指導 窃盗防止の指導	テスト計画(中間考査) 文化発表会にむけて 新人戦にむけて	生徒会選挙にむけて テスト計画(中間考査) 文化発表会にむけて、新人戦にむけて	テスト計画(中間考査) 進路指導 文化発表会に向けて
11	生命と人権の指導 家庭学習の指導 教育相談	テスト計画(期末考査) 性教育出前講座(保健センター) 人権学習、いじめアンケート② 教育相談週間②	テスト計画(期末考査) トライやる・ウィーク 人権学習、いじめアンケート② 教育相談週間②	テスト計画(期末考査) 進路指導、人権学習 いじめアンケート② 教育相談週間②
12	清掃活動の見直し 冬季休業事前指導 2学期の反省	保護者会② 大掃除の指導、非行防止教室 長期休業中の計画	保護者会② 大掃除の指導 長期休業中の計画	保護者会② 大掃除の指導 長期休業中の計画
1	3学期の目標 生命と人権の指導	進路指導 震災から学ぶ、ライフスキル③	進路指導 震災から学ぶ、ライフスキル③	進路指導(私立入試にむけて) 震災から学ぶ、ライフスキル③
2	学校生活の見直し	テスト計画(学年末考査) 学年懇談会(保護者むけ) いじめアンケート③ 教育相談週間③	テスト計画(学年末考査) 学年懇談会(保護者むけ) いじめアンケート③ 教育相談週間③	進路指導(公立入試にむけて) 保護者会③ いじめアンケート③ 教育相談週間③
3	1年間の反省 春季休業事前指導 卒業式にむけて	先輩になるにあたって 大掃除の指導 長期休業中の計画	修学旅行にむけて 大掃除の指導 長期休業中の計画	卒業式にむけて 愛校作業の指導 長期休業中の計画

別紙5 組織的対応



いじめ対応チームの具体的役割

- (ア)学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- (イ)具体的で実効性のある校内研修の企画
- (ウ)実態把握や情報収集を目的とした取組
- (エ)いじめに係る情報を認知した際の組織的な対応
- (オ)事実関係の把握といじめか否かの判断
- (カ)いじめを受けた生徒に対する支援・いじめを行った生徒に対する指導の体制・対応方針の決定
- (キ)保護者や地域社会への情報提供
- (ク)学校いじめ防止基本方針の点検・見直し
- (ケ)学校評価の評価項目に位置づけ



- ◎ 資料・証拠の確保・生徒からの聴き取りを行うとともに、ネット上および端末内の画像や書き込みなどの削除を迅速に行う。
- ◎ 人権侵害や犯罪、法律違反などの事案によっては、所轄警察署や上記の専門的な機関などと連携して対応する。
- ◎ 教室で活用できる学習用コンテンツの配信等により、各学校での情報モラル教育の推進を支援する。また、教育の情報化推進研修等の実施により、教職員の指導力向上を図る。
- ◎ 生徒及び保護者向けに啓発資料を配布するなど、情報提供を行うとともに、ネットトラブル対策講座を実施し、ネット環境の現状や、家庭におけるルールづくりを行うことの大切さを周知する。